



# HEART COMMUNICATION

高田総合会計事務所 事務所通信

2013年 秋季号

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3

TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127

URL <http://www.takadakaikei.co.jp>

E-mail [info@takadakaikei.co.jp](mailto:info@takadakaikei.co.jp)



## 副所長所感



秋の気配も次第に濃くなり、穏やかな過ごしやすい時期となってまいりました。  
ただ、朝晩の冷え込みと日中の温度差が大きいです。体調など崩されておられませんでしょうか。

本年は例年以上に天候不順が多い気が致します。  
日頃、災害に不慣れな我々を襲った、先日の台風 18 号ですが、京都府・滋賀県共に大きな被害をもたらしました。被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、先日、近畿税理士会の成年後見人研修を受講して参りました。  
成年後見人制度は、認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方、また、将来、判断能力の衰えに不安のある方を対象に、権利と財産を守るように支援する制度です。



当該制度は、平成 12 年に施行されて以来、年々利用者が増加しており、少子高齢化・核家族化という今日の日本の状況に適合した非常に有効な制度ということを再認識することができました。  
それと同時に、制度上の問題点も浮き彫りになりつつあり、使い方によっては本人の意思が十分に伝わらないということも起こってきています。

成年後見人制度は、ご本人の現在の判断能力によって『法定後見制度』と『任意後見制度』の2つの制度に分かれます。法定後見については民法に基づき行われる制度、任意後見については、任意後見契約法に基づき実施される後見制度です。

このうち、任意後見に関しては自身の判断能力が十分にある時期に、後見受任者と『契約』することにより、認知症などになった際にどのように自分の権利を守るかをあらかじめ取り決めておく制度です。自身の方が一に備えておける有用な制度であると認識いたしました。

一方の法定後見制度は、自身に十分な判断能力がない状態で、家庭裁判所において選任された後見人が権利を守ってくれる制度です。自身の意思が確認できない状態で、本人にとって最善と思われる策を選択してくれる制度ですが、いずれの制度でも、後見人の横領など不正が生じるケースがあるため、後見人を監査する後見監督人が付くことがあります。

備えあれば憂いなしです。有効に活用すれば大変に利便性の高い制度ですが、いかに信用できる後見人を指名しておくかにより、その結末は大きく左右されそうです。

高田総合会計事務所  
副所長 高田 直浩

会計・税務の「？」にお答えします。

# 教えて！タカダくん



タカダくん      あきんどくん

今回のテーマ：消費税 価格表示

あきんど： タカダくん、消費税率が上がるのが決まったんだって？

タカダ： そうなんだ。上がるのはほぼ決まっていたけど、10月1日に首相が正式に発表したので確定だね。

あきんど： そっか～、じゃあ今のうちに大きな買い物しとかなくちゃ。

タカダ： そうだね。私たち消費者にとっても影響は大きいけど、税率の変更は事業者の皆さんにとっても大きな問題だね。

あきんど： そうだよ。いつも利用してる文房具屋のおっちゃんが値札を変えるのが大変だって言ってたよ。

タカダ： そうそう。価格表示についても新たな法律がこの10月1日から施行されたから気をつけないといけないね。

あきんど： 新たな法律って？

タカダ： 消費税法では一般消費者に対しての価格表示については基本的に消費税込の金額を表示しなければならないこととされているんだけど、新たな法律では「表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない。」と規定されているので、要は誤認防止措置をとってれば税抜金額を表示してもよくなったんだよ。

あきんど： その誤認防止措置ってどういうことをいうの？

タカダ： 例えば、店内の商品にすべて税抜金額の値札をつけるのなら、店内の目につきやすい場所に「当店の価格は全て税抜表示となっております」といった掲示をしておけばOKなんだ。ただし、その掲示はお客さんが商品を選択する際に目につきやすい場所に掲示しなければいけなくて、税抜表示の値札を見たお客さんがレジに持って行って初めて見えるような場所に掲示するのはNGだよ。

あきんど： ほかにどんなのがあるの？

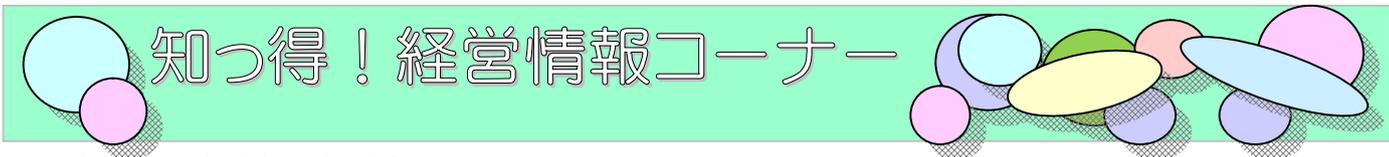
タカダ： さっき言ったような一括しての表示方法の告知をしないのであれば個々の商品の価格表示については「〇〇〇円（税抜き）」とか「〇〇〇円（本体）」や「〇〇〇円+税」、「〇〇〇円+消費税」のように表示価格が税抜金額であることがわかるように表示していればいいんだよ。ただし、「(税抜き)」や「(本体)」の部分を極端に小さい文字で記載していたり、背景の色と同色で見えづらい表示になっているのはダメだよ。

あきんど： そうなんだね。じゃあ店内以外の例えばチラシやインターネットのホームページなんかに掲載する価格はどのなの？

タカダ： もちろん同様だよ。そういった媒体でも税抜表示をするのであれば、誤認防止措置をとらなきゃいけないんだ。もっと言えば、例えば高速道路を走っているとその走行中の車に対する広告を目にすることがあると思うけど、その広告でさえ価格表示を税抜きでするのであれば走行中の車の中からも明瞭にその価格が税抜表示であると認識できるような表示方法をとらないといけないんだよ。

あきんど： 厳しいんだね～。でも消費者にとってわかりやすい表示をしないとトラブルにもなるもんね？

タカダ： そのとおり。お店にとってもお客さんにとっても明瞭な価格表示が必要だね。



## NISA(ニーサ)とはどんな制度？

<p>現在の証券優遇税制(10%軽減税率)は2013年(平成25年)末で終了し、2014年(平成26年)より上場株式・株式投信等の譲渡益や分配金・配当金等に対する税率が<b>20%に引き上げられます。</b></p>	<p>しかし、NISA(少額投資非課税制度)を活用すれば… NISA口座で購入した上場株式・株式投信等の譲渡益や分配金・配当金等が<b>非課税になります。</b></p>
<p>現在の証券税制が終了すると</p>	<p>NISA(少額投資非課税制度)だと…</p>
<p>平成25年12月31日      平成26年1月1日</p> <p>上場株式・株式投資信託等の譲渡益や分配金・配当金等</p> <p>税率 10.147%      税率 20.315%</p> <p>※税率には復興特別所得税を含む</p>	<p>平成26年1月1日</p> <p>NISA口座で購入した上場株式・株式投信等の譲渡益や分配金・配当金等</p> <p><b>非課税(5年間)</b></p> <p><b>年間100万円まで購入可能</b></p>

## NISA Q&A

Q NISA 口座は、1人1口座で誰でも作れるのですか？

A 開設出来る口座は、全ての金融機関を通じて、一人1口座で口座開設時の年初で満20歳以上の方です。

Q すでに持っている商品をNISA口座に移すことは出来ますか？

A NISA口座で新たに購入した商品しか非課税の対象になりませんので、移す事は出来ません。

Q 最大でいくらの非課税枠を利用できますか？

A 毎年100万円までの非課税枠を平成26年～平成35年(10年間)迄利用する事ができ、上場株式等の譲渡益・配当金等が非課税になります。非課税投資総額は各年100万円迄最大5年で500万円迄です。

Q NISA口座のメリット、デメリットを教えてください。

A 「メリット」:

- ① NISA口座で購入した商品は、最長5年間の非課税期間内に売却すれば税金はかかりません。
- ② NISA口座で購入した株式に係る配当金や株式投信の分配金等が非課税になります。

「デメリット」:

- ① NISA口座で損失が発生しても特定口座や一般口座の利益と損益通算は出来ません。
- ② NISA口座で損失が発生しても3年間の繰越控除は使えません。

Q NISA口座で年間50万円しか購入しなかった場合、残りの50万円分を翌年に繰り越せますか？

A できません。非課税で購入できる金額の上限は年間100万円です。年間購入額が100万円に満たなかった場合でも、未使用分を翌年には繰越できませんのでご注意ください。

Q NISA口座で購入後、非課税期間の5年が経過した時点で保有している上場株式等はどうなりますか？

A 非課税期間が終了した日において、売却をしていない上場株式等については、特定口座・一般口座に移す、もしくは翌年のNISA口座に移すことができます。ただし、翌年のNISA口座に移すことができるのは、100万円までの部分となります。

Q 非課税期間の終了時に特定口座や一般口座への振替えや、非課税期間中に移管する場合の注意事項は？

A 税制上、特定口座・一般口座に振替え、又は移管する時点の時価で取得したことになります。そのため、  
 ◎ 取得価格100円⇒振替・移管時120円⇒売却価格150円の時30円益、売却価格80円の時40円損  
 ◎ 取得価格100円⇒振替・移管時70円⇒売却価格150円の時80円益、売却価格80円の時10円益  
 となります。よって税制上上記の青色のケースは有利ですが、赤色のケースは売却益が増加し、また最初の取得価格からすると本来は売却損であっても課税される場合がありますのでご注意ください。

※ 上記に関する内容は、H25年8月現在の情報です。今後、税制等は変更されることがあります。

# 東京ブギウギ☆社員旅行



9月14日～16日に社員旅行を実施しました。  
 今回の行先は東京！スカイツリー、国会議事堂など名所を訪れたほか、  
 話題沸騰中の飲食店「俺のフレンチ」「俺の割烹」にも行きました。  
 台風直撃で帰路の新幹線がストップするといったハプニングもあり  
 ましたが、思い出に残る楽しい旅行になりました。



## 社員旅行で心に残ったことは？

台風直撃で暴風雨の中、築地に朝食を食べに行ったこと。「すしざんまい」の「極め丼」、最高でした！（源）

靖国神社を訪れ、日本人としてどうあるべきか、歴史を見直さねばと思った。  
 また国会議事堂ではテレビ中継でおなじみの議場を見学し、日頃仕事で携わる税法はここで決議されるのかと思うと感慨深かった。（森山）

「俺の割烹」で服に飲み物をこぼしてしまい、お手拭でこすっていたら店員さんがそっと来て「こちらの方がよく落ちますよ」と炭酸水を含んだお手拭を差し出してくださった。混雑しているにも関わらず、目配りが行き届いていることに感動！超人気店である理由は、こうした気配りと優しさにあふれる接客にもあるのだな、と思った。（佐々木）



## 弥生 シリーズをお使いのお客様へ

消費税率引き上げに伴い、現在「弥生」シリーズをご使用頂き、税抜き処理をされているお客様は新たな消費税率に対応した「14」バージョンに切り替えて頂く必要があります。  
 過年度バージョンの「弥生シリーズ」をご使用中のお客様はぜひ「14 シリーズ」への乗り換えをお早目にご検討ください。なお、「14シリーズ」の金額は下記の通りとなります。

【弥生会計 14 価格表】 いずれも税抜き価格です。

	弥生会計14スタンダード		弥生会計14プロフェッショナル	
	パートナー価格	通常価格	パートナー価格	通常価格
新規購入	28,860	37,000	54,600	70,000
過年度製品からのバージョンアップ	22,400	28,000	35,200	44,000

注) 当方を通じての注文の場合のみ、パートナー価格でご購入頂けます。ご注文の際は担当者にお申しつけください。

## 事務所ホームページがリニューアル！

高田総合会計事務所のホームページが新しくなりました！  
 デザインを一新し、情報が盛りだくさんになっています。  
 タイムリーなトピックスを今後どんどん更新していきますので、ぜひご覧ください。

## 訃報

祖母 道子儀 かねてより加療中でございましたが、去る8月28日、病状にわかに悪化し、享年98歳で他界いたしました。

創業者高田良三の妻として共に力を合わせ、弊所の礎を築いて参りました。  
 葬儀は本人の希望もあり、近親者にて滞りなく相済ませました。  
 ここに故人が生前中に賜りましたご厚誼を深謝し、衷心より御礼申し上げます。